

前回（第7回）会議の委員からの意見

1. 議事：

- (1) 特別支援教育に関する諸外国の状況について
- (2) 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告（素案）について

2. 概要：

(1) 特別支援教育に関する諸外国の状況について

【(独) 国立特別支援教育総合研究所からの報告】

- 障害のある児童生徒の教育の場として特別な学校の割合は、障害のある子供と障害のない子供の教育の場が明確に区別されるドイツで高く、区別されない単一路線型のイタリアで低い。
- 日本・フランス・韓国は、特別な学校、特別な学級、通常の学級といった3つの教育の場がそれぞれ一定程度あり、多様な学びの場を提供。
- 韓国では、通常の学校に在籍する障害のある生徒がニーズに応じた適切な支援がある教育を受けていないこと等が懸念された。現行のインクルーシブ教育ポリシーの有効性の検証、学校等における合理的配慮の提供の一層の促進、通常の学校の教員等への訓練の重点化等が要請されている。
- ドイツでは、障害者権利条約の実施に向けた10年間の国家行動計画が称賛された一方、障害のある児童生徒の多くが隔離された特別な支援のための学校に通う教育制度について懸念された。
- フランスでは、歴史的に障害のある子供の教育は厚生省管轄で行われてきた経緯があり、多数の障害のある子供たちが寄宿型の医療・社会施設を含む分離された教育状況におかれていることが懸念された。要請も8項目と他国に比べて多く、寄宿型の医療・社会施設を廃止し、そこで措置されていた全ての子供に必要な支援を行って通常の学校に受け入れること等が要請された。
- 単一路線型のイタリアでは、インクルーシブ教育が法律で位置付けられていることが評価された上で、質の高い教育を通常の学級で実現させるリソースの不足について指摘。
- スウェーデンのように、インクルージョンが原則である場合には、教育上の必要性和保護者の意思による通常の学校以外の教育の場が評価されている例もある。
- 障害者権利委員会は分離の教育についてはあくまで行わないという立場だが、一般的意見第4号では障害者権利条約第24条3に関して、知的障害のある学習者に関しては特別な教育内容や通常とは別の教育の場が必要であるように読める箇所もあり、「分離」との違いについて確認が必要。
- イギリスでは、特別な学校の存在について留保宣言をした上で障害者権利条約を批准し維持してきたが、障害者権利委員会は留保宣言の撤回を要請する姿勢を変えていない。

【意見交換】

- ドイツでは、分けられた学びの場での行き来ができてきているのか。また、イタリアのような単一路線型のインクルーシブ教育について、社会参加の割合といったアウトカムはどうなっているか。
(小枝委員)

→ 前者については把握していない。後者については、小学校から中学校に進学する際に中学校段階の在籍率が下がっているという情報もあり、アウトカムについてはかなり課題があるのだろう。

(2) 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(素案)に関する質疑

●帯野委員より資料3に基づき御発言があった。

- 社会の変化に伴い障害者の就業が多様化。特に知的障害者について、アメリカでは雇用が急増しているというデータがあるほか、国内でも積極的に取り組んでいる企業がある。障害のある児童生徒の自立と社会参加を促進できるよう、キャリア教育や就労支援の充実を図るべき。
- 高等学校における通級による指導の場の拡大のためにも引継ぎが重要であり、幼稚園・保育園から大学まで一貫した教育ログを作成することが必要。
- 教員養成課程において特別支援教育に関する実習を加えるとともに、教員採用試験において特別支援教育に関するボランティア等への参加にインセンティブを付ける等の対応をすべき。
- 阪神昆陽高校・阪神昆陽特別支援学校における取組は理想的だが、地方での実情も踏まえ、デジタルインクルーシブについて言及をすべき。
- 中学校から特別支援学校高等部に進学する軽度の知的障害・発達障害の生徒が増えている原因を分析すべき。高等学校よりも特別支援学校の方が就職に有利などといった理由があるのではないか。その上で、通級による指導への動機づけになるよう、通級による指導を受けた場合の進学率や就職先等のデータを示すべき。

●事務局から資料4に基づき報告素案について説明の後、意見交換を行った。

【池田委員】

- p5、全ての学校の教師に自立活動の専門性を高めることの重要性を明記してはどうか。
- p13、自立活動に関わる専門性の向上について、各地域における研究会等の事例も含め、具体的な解決策や方向性を記載すべきではないか。
- p20、センター的機能の充実に関する加配についても検討いただきたい。
- p21、共生教育推進学校の理念自体に異論はないが、唐突感がある。用語が与えるインパクトに留意し、名称についても慎重に検討すべき。取組の内容は、それぞれの学校が一体化することでこれまで培ってきた各々の教育の成果が薄まらず、むしろ高め合えるような形に検討すべき。

【笹森委員】

- p4、特別支援教育コーディネーターの専任化が重要。
- p10～12、他校通級にも残しておくべき要素があるため、モデル事業において、自校通級、巡回指導の先進的な取組とともに、他校通級の先進的な取組も併せて取り組んでほしい。
- p18、特別支援学校のセンター的機能は間接的な支援が中心だと思われがちだが、直接的支援も含めた双方を自治体に強調していただきたい。

- 共生教育推進学校の検討の際には、教育課程の一体化という観点も重要。

【梅田委員】

- p5、“学級集団における授業の工夫や合理的配慮の提供”を強調してほしい。
- p24、「障害特性や障害に対する理解を深める取り組みを進める」との記載は重要。一層の研究や取組が進むよう、更なる追記を検討いただきたい。

【喜多委員】

- p2の2・3ポツのような特別支援教育の在り方、インクルーシブ教育システム構築に関する理念を記載していることは重要であり、強調していただきたい。
- p9、「本人や保護者が通級による指導の意味を理解した上で指導を行う」、p11「本人や保護者と十分に相談をし」について、本人・保護者の合意形成は重要であるため強調してほしい。
- p12、障害者理解教育は大事な視点であり、具体的な方法、方向性にしっかり触れていただきたい。交流及び共同学習、通級による指導においてもこれから課題になってくるところ。

【市川宏伸委員】

- 発達障害と特別支援学校について、発達障害であるにも関わらず知的障害の診断書がなければ知的障害の特別支援学校に入れてもらえないという実態があるため、改善すべきではないか。

【小枝委員】

- p20、「就学時のみならず」という文言は就学前を意識した書き方にすべき。就学前から子どもたちを把握し、学校が準備して就学を迎えると、子供も明るく元気に学校に通えるようになる。
- 校内や自治体での好事例などの成果発表会を推奨してほしい。自分の経験を文章にまとめ、それをお互いに共有するような発表会をし合うと、だんだんお互いが高まっていく。
- インクルーシブ教育を考える際、障害のある児童生徒の自己認識という点についても踏まえていただきたい。

【氏間委員】

- p5、デジタル教科書やそれ以外のGIGA端末等、BYOD等の端末を含むアシスティブテクノロジーの効果的な活用を追記してほしい。
- p16～17、高校通級において対象障害種に弱視等も含まれることを明記してほしい。

【藤井委員】

- p21、「共生教育推進学校」の文言は唐突でインパクトがある。従前からの、地域における総合的な教育体制、支援体制の構築についての評価がなされた上での話か。同じ敷地内に2校ある学校は前から設置されてきたが、教師の自立活動に対する専門性についてお互いの学び合いや交流があるのかについての評価、実態調査が検討されることが大事。

- 共生教育推進学校という制度設計も大事だが、並行して、教師の養成、育成といった視点での記述が非常に重要。

【櫻井委員】

- p13、「管理職」を「校長」とすると、校長ができる権限の守備範囲を超えている。教育委員会の役割など、校長の役割外の役割についても意識してほしい。

【馬飼野委員】

- p21、共生教育が共生教育推進学校の中だけのものになってしまうことを懸念。
- p22、知的障害を持った児童生徒に対しては、教科指導の補充も必要になってくる場合があるのではないか。

【滝川委員】

- p21、共生教育推進学校について、教員配置や人事異動についても検討する必要があるのではないか。設置者が同じであれば兵庫県立阪神昆陽高等学校・特別支援学校のように一体化しやすいが、市町村立の学校と都道府県立の特別支援学校を一体化することは自治体にはハードルが高い。モデル事業や整備体制事業が、セットで今後も続いていくといい。

【竹内委員】

- 通常の学級で学ぶということは、障害のない人が障害のある人を理解するだけではなく、障害のある人が障害のない人を理解する場でもあり、その学びが社会に出たときにも役立つことがインクルーシブ教育の重要なところであるため、双方向的なことがきちんと伝えられるようにすべき。
- 報告書が、子供たちがどういうふう成長していった、どういうふう社会に出るかということを目指すものであるならば、子供たちに沿った中身になってほしい。
→【荒瀬座長】誰向けかというのは非常に大事なこと。基本的には、学校関係者、これは設置者で教育委員会を含めた学校関係者と国に対して、我々に検討したことを伝えるもの。

【宮崎委員】

- p3、日本が勧告を受けた内容をこれから何とかしなければいけない。インクルージョンに関わる定義等を念頭に置いたときに、この記載で十分かどうか検討が必要ではないか。
- p4～5、コーディネーターの専任化について、小中学校における設置主任との関連でどう考えるか。
- p5、特別支援教育コーディネーターの専任化は賛成だが、その役割を十分に果たせるような体制はすでに出来上がっているため、改めてその役割の徹底化と体制の整備について書くなど工夫が必要ではないか。
- p5、合理的配慮の提供を充実させていくことが大事なことなので、学習指導要領との関連も合わせて、記載を充実すべき。

- p7、外部機関の支援を求める際には外部機関と学校との連携プレーが必要になるため、外部専門家にも学校を理解してもらう仕組みが必要。外部機関と学校との双方向での連携についても記載の充実を。
- p21、共生教育推進校についてはもう少し丁寧な書き方の検討を。

【荒瀬座長】

- 共生教育推進校と漢字になると、こういったものが想定されているというようなイメージが強く、共生教育を推進していくような学校のあり方が望ましいという表現とは大分違ってくる。

【奥住副座長】

- 共生教育推進学校のところは、もう少し丁寧な議論と丁寧な書き方が必要。
- 各委員からの意見は大事なことであるため、できる限り反映する方向に。

【荒瀬座長】

- 障害者理解教育（喜多委員）や双方向での理解（竹内委員）、p12とp23の「さらには」の使い方など、書き方を変えることによってずいぶん伝わり方や共有の仕方が変わると感じた。
p23の「さらには」は、現在はすぐにはできないが今後視野に入れていくべき、という文脈だが、p12の「さらには」は今すぐやろうと思えばできる話だという違いがある。
- 特別支援教育というのは、特別ではない支援教育が大事なんだという言葉に最近感銘を受けた。